

外国年金管理（アルゼンチン特許）

アルゼンチンの現在の法律は、1995年11月1日に施行されたものです。
この改正法は、主にTRIPS協定に国内法を合わせるためのものです。
パリ条約に加盟しています。

アルゼンチン特許の年金に関する規定は以下のとおりです。

1. 存続期間は出願日から20年です。
 手続言語はスペイン語です。
2. 優先権主張を伴う場合は、出願日から90日以内に優先権証明書の提出が必要です。
 優先権証明書の英文の翻訳文も必要です（翻訳者の宣誓書を添付する必要あり）。
3. 出願日又は優先日から18ヶ月経過後、公開されます。
4. 審査請求制度があります。出願日から3年以内に審査請求を行なう必要があります。
 この期間内に審査請求を行なわなかった場合、出願は取り下げたものと見なされます。
5. 他の国への対応出願がある場合、他の国での審査結果の情報の提出を求められる場合があります。
 その場合には、90日以内に提出する必要があります。
6. オフィスアクションの応答期間は60日です。
 この期間は料金を払って延長することができます。
7. 拒絶の理由が解消しなかった場合は、拒絶査定となります。
 拒絶査定に対する審判はありません。不服の場合は裁判所に控訴することになります。
8. 拒絶の理由を発見できなかった場合には、特許査定がなされます。
 登録査定（特許付与）となった場合は、所定の期間内に、必要な手数料（公報発行料）を
 納付する必要があります。納付しなかった場合は、出願は放棄されたものとみなされます。
 現在、この期間は？ヶ月です。
9. 料金の納付は「設定納付」の手続きで行います。
 この時に、3年度分から付与時の年度までの年金を第一回年金として納付します。
 設定納付の入力を行なうことで、登録査定時にセットされた納付期限は解除されます。
 このタイミングでは、次回の年金期限の計算は行ないません。
10. 登録にて「登録日」「登録番号」の入力を行ないます。
 このタイミングで次回の年金期限の計算を行ないます。

K E M P O S 上では以下のように扱います。

(パリルートの場合)

1. 出願時に出願日から90日後の日付を優先権証明書提出期限及び同翻訳提出期限にセットします。
年金起算日に「出願日」をセットします。
出願日から3年後の日付を審査請求期限にセットします。
2. 登録査定の入力で、納付期限を計算・セットします。(ヶ月後)
3. 設定納付の入力で、納付期限をクリアします。
納付年を入力します(第一回目の年金納付)。3~付与時の年度まで。
4. 登録の入力で、登録日・登録番号を入力します。
出願日から納付年数後の日付を年金期限にセットします。
5. 2回目以降の納付は、出願日を起算日とする年金期限の前までに、納付します。
納付した年数(初期値は1)分だけ期限が更新されます。

(P C Tルートの場合)

1. 通常の特許と異なるP C T用の出願種別はありません。
2. 国内移行の入力時に、出願時と同様な計算を行いません。
3. 国内移行後の扱いはパリルートの場合と同じです。

(パリルートの場合)

1. アルゼンチン特許の出願種別の設定は以下のとおりです。

種別ID	2510	Code	P	出願国	アルゼンチン	法分類	特
並べ順ID	2510	種別名	AR特許				
手続分類	外国特許		種別英名	Patent			
各種設定 期限設定 年金設定							
維持年金	<input type="checkbox"/>	出願時納付	<input type="checkbox"/>				
存続期限区分	期限の短いもの	存続期限A	出願(遡及)	20	調整期間		
満了日計算		存続期限B	なし	0			
年金納付期限	出願日	設定納付年	2	最終納付年			
年金起算区分		年金納付年	1	年金初行設定区分			
更新登録期間	0	更新期限	0	更新起算調整			
		使用証明期限	登録日	0			

- ・ 存続期間は出願日から20年です。
- ・ 年金期限の起算日は出願日です。
- ・ 設定納付年は2です。特許付与の通知後に3～付与時の年度までの年金を納付します。
- ・ 2回目以降は、各年度の出願日の日までに次年度分の年金を納付します。

2. 出願の入力

- ・ 出願日から3年後の日付で、審査請求期限が計算されます。

- ・ 出願日が年金起算日にセットされます。

- ・ 出願日から90日後の日付が優先権証明書期限にセットされます。

- ・ 出願入力後の出願台帳画面です。
年金起算日がセットされています。

3 . 登録査定及び特許料の納付

アルゼンチン特許の登録査定（特許付与）に関する規定は以下のとおりです。

審査の結果、出願が特許を付与できると判断された場合、特許庁は特許査定を行い、2ヶ月以内に特許料を納付するように出願人に通知します。

特許要件を満たさないと判断された場合、拒絶査定となります。

出願人は、拒絶査定に対して30日以内に審判請求を行なうことができます。

審判の結果が出願人に対して有利なもの（登録審決）だった場合、特許査定と同様に2ヶ月以内に特許料を納付する必要があります。

KEMPOSでは、特許査定は「登録査定」で入力します。

登録査定入力時に、2ヶ月後に「設定納付」期限をセットします。

その後、設定納付の入力を行なうことで、期限が解除されます。

3 - 1 . 登録査定の入力

登録査定は、「登録査定（納付期限の計算あり）」を使用します。

AR	アルゼンチン	審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)			
		審査	登録査定	登録査定(設定納付期限の計算あり)			

納付期限は「0」（この場合は、期限を手入力する設定となります）で設定します。

共通種別	国名	固有種別	期限を発生する手続	期限題名	起算日	応答期限	延長期限		
						国内	外国	国内	外国
	アルゼンチン	AR特許	登録査定(設定納付期限の計算あり)	設定納付	手続日	0	0	0	0

登録査定の入力画面です。

出願手続：フォーム

経過手続 登録査定

IDS 追完 期限補正 請求書 提出書 通知状 受任票

査定日 2010年10月10日 経表示 DNTm 添付DN

送付日

受領日

担当者 印刷済

設定納付 文書名

最終期限 備考

・「設定納付」期限の初期値は空白です。

これに、仮にここでは2ヶ月後に日付をセットしておきます。

登録査定入力後の出願台帳の画面です。
 設定納付期限がセットされています。
 自動計算はしていませんが、登録査定から2ヶ月後の日付を設定しています。

出願台帳														
整理番号		F1000-AR		AR特許	管理者	審判番号	Report	Preview	Print	自願	内外	特	手続追加	
587		AR	特	内外	担当者	異議番号	Revival	Copy	Edit	All Entry	New	Write	Delete	
顧客Ref	A01	共願種別	代表出願人	共願人等	1	Your Ref								
顧客名	アルプス電気株式会社					分担率%	0	設定納付	2010/12/10					
部署						顧客担当								
優先権	2006/01/10	出願日	2006年6月6日	公開日		公告日		登録日						
原出願		出願No.		公開No.		公告No.		登録No.						
請求項		請求期限	2009年6月6日	外国期限		期限案内		年金更新		受任・他		発明者	権利者	数量
納付年	月	0	審査請求		要約・関連	審査経過	出願書誌	図面・包袋	外国出願					
名称	English	印刷済		指令発送		権利状態		2	出願経過					
		設定納付	2010/12/10	手続名	登録査定	手続日	2010/10/10	手続						
		最終期限												

3 - 2 . 設定納付の入力

設定納付の入力画面です。「設定納付（納付年数の入力あり）」を使用します。

AR	アルゼンチン	審査	設定納付	設定納付(納付年数入力あり)			
----	--------	----	------	----------------	--	--	--

- ・納付日を入力した状態の画面です。
納付年数として「1～2」で初期設定されます。
納付するのは第3年度分から許可の年度（出願日が2006/6/6ですから5年度分）まで納付して次回期限は第6年度分が2011/6/6となるように設定したいわけです。
- ・この場合、納付年度の後半部分（この場合は2）をダブルクリックします。
そうすることで、両方とも入力可能となります。

ここで、3～5と入力します。

設定納付入力後の出願台帳の画面です。

- ・応答期限（設定納付）はクリアされています。
- ・納付年には「5」がセットされています。
- ・次回年金期限はこの段階では計算していません。登録時に計算します。

4. 登録

- 登録は「登録（存続期限・次回年金期限の計算あり）」を使用します。

出願手続: フォーム

経過手続 登録

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 受任票

登録日 2010年12月20日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

担当者 印刷済

登録番号

登録入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳: フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 f1000-ar Report Preview Print 自願 内外 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete

整理番号 F1000-AR AR特許 管理者 審判番号

587 AR 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2011/06/06

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部署 顧客担当

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日 2010年12月20日

原出願 出願No. 公開No. 公告No. 登録No.

請求項

納付年 5月0 請求期限 2009年6月6日 要約・関連 審査経過 出願書誌 因面・包袋 外国出願

外国期限 期限案内 年金更新 受任-他 発明者 権利者 数量

名称 English 印刷済

年金回数 年金起算 2006年6月6日 主動期限

年金期限 2011年6月6日 出願経過

納付日

- 納付年には「5」がセットされます。
- 存続期限には「2026/06/06」(出願日から20年後)がセットされます。
- 年金期限には「2011/06/06」(出願日から5年後)がセットされます。

5. 登録後の年金の納付。

- ・外国出願の場合、通常、外国代理人からの完了報告をもって年金期限の更新を行います。

自願	内内	特	手続追加
年金	年金納付		
年金管理会社へ年金管理移管 年金納付（権利者からの回答） 年金納付（代理人からの完了報告）（期限更新） 年金納付（代理人からの期限案内） 年金納付（代理人からの領収通知） 年金納付（代理人への指示）			

出願手続：フォーム

経過手続 納付報告

New Edit Delete IDS提出 転記

IDS 追完 期限補正

請求書 提出書 通知状 委任票

報告日 2011年5月5日 経表示 DNTrn 添付DN

応答元指令

送付日

受領日

納付年数 6 ~ 6 担当者 印刷済

文書名

備考 第6年分

「納付報告」入力後の出願台帳の画面です。

出願台帳：フォーム

出願台帳 完全一致 整理番号 F1000-ar Report Preview Print 自願 内内 特 手続追加

出願台帳(横) Revival Copy Edit All Entry New Write Delete 年金 年金納付

整理番号 F1000-AR AR特許 管理者 審判番号

587 AR 特 内外 担当者 異議番号 年金期限 2012/06/06

顧客Ref A01 共願種別 代表出願人 共願人等 1 Your Ref

顧客名 アルプス電気株式会 分担率% 0

部署 顧客担当 存続期限 2026/06/06

優先権 2006/01/10 出願日 2006年6月6日 公開日 公告日 登録日 2010年12月20日

原出願 出願No 公開No 公告No 登録No

請求項 請求期限 2009年6月6日 要約・関連 審査経過 出願書誌 図面・包袋 外国出願

納付年 6月0 審査請求 外国期限 期限案内 年金更新 受任・他 発明者 権利者 数量

名称 English 印刷済 年金回数 年金起算 2006年6月6日 手動期限

年金期限 2012年6月6日 出願経過

納付日

- ・納付年は「6」に更新されています。
- ・年金期限は「2012/06/06」に更新されています。